

観音寺市 介護予防訪問事業 サービスコード表（国基準相当） 平成27年4月1日以降指定の新規事業所用

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位
種類	項目					
A2	1111	介護予防訪問介護Ⅰ	イ 訪問型サービス費(Ⅰ) (みなし)	事業対象者、要支援1・2 (週1回程度) 1,172単位		1月につき
A2	1114	介護予防訪問介護Ⅰ・同一			事業所と同一建物の利用者またはこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	
A2	1211	介護予防訪問介護Ⅱ	ロ 訪問型サービス費(Ⅱ) (みなし)	事業対象者、要支援1・2 (週2回程度) 2,342単位		
A2	1214	介護予防訪問介護Ⅱ・同一			事業所と同一建物の利用者またはこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	
A2	1321	介護予防訪問介護Ⅲ	ハ 訪問型サービス費(Ⅲ) (みなし)	事業対象者、要支援2 (週2回を超える程度) 3,715単位		
A2	1324	介護予防訪問介護Ⅲ・同一			事業所と同一建物の利用者またはこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	
A2	2411	介護予防訪問介護Ⅳ	ニ 訪問型サービス費(Ⅳ) (みなし)	事業対象者、要支援1・2 (週1回程度) 267単位 ※1月の中で全部で4回まで		1回につき
A2	2414	介護予防訪問介護Ⅳ・同一			事業所と同一建物の利用者またはこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	
A2	2511	介護予防訪問介護Ⅴ	ホ 訪問型サービス費(Ⅴ) (みなし)	事業対象者、要支援1・2 (週2回程度) 271単位 ※1月の中で全部で5回から8回まで		
A2	2514	介護予防訪問介護Ⅴ・同一			事業所と同一建物の利用者またはこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	
A2	2621	介護予防訪問介護Ⅵ	ヘ 訪問型サービス費(Ⅵ) (みなし)	事業対象者、要支援2 (週2回を超える程度) 286単位 ※1月の中で全部で9回から12回まで		
A2	2624	介護予防訪問介護Ⅵ・同一			事業所と同一建物の利用者またはこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	
A2	8000	介護予防訪問介護特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15%加算	1月につき
A2	8002	介護予防訪問介護特別地域加算回数			所定単位数の 15%加算	1回につき
A2	8100	介護予防訪問介護小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10%加算	1月につき
A2	8102	介護予防訪問介護小規模事業所加算回数			所定単位数の 10%加算	1回につき
A2	8110	介護予防訪問介護中山間地域等加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5%加算	1月につき
A2	8112	介護予防訪問介護中山間地域等加算回数			所定単位数の 5%加算	1回につき
A2	4001	介護予防訪問介護初回加算	チ 初回加算		200単位加算	200
A2	4003	介護予防訪問介護生活機能向上加算Ⅰ	リ 生活機能向上連携加算		(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算
A2	4002	介護予防訪問介護生活機能向上加算Ⅱ			(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算

A2	6269	介護予防訪問介護処遇改善加算Ⅰ	又 介護職員処遇改善加算	(1) 介護処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 137/1,000加算		1月につき
A2	6270	介護予防訪問介護処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 100/1,000加算		
A2	6271	介護予防訪問介護処遇改善加算Ⅲ		(3) 介護処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 55/1,000加算		
A2	6273	介護予防訪問介護処遇改善加算Ⅳ		(4) 介護処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の 90%加算		
A2	6275	介護予防訪問介護処遇改善加算Ⅴ		(5) 介護処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の 80%加算		
A2	6278	介護予防訪問介護特定処遇改善加算Ⅰ	ル 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 63/1,000加算		
A2	6279	介護予防訪問介護特定処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 42/1,000加算		

日割り計算用サービスコード

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位
種類	項目					
A2	2111	介護予防訪問介護Ⅰ 日割	イ 訪問型サービス費(Ⅰ) (みなし)	事業対象者、要支援1・2 (週1回程度) 39単位		1日につき
A2	2114	介護予防訪問介護Ⅰ日割・同一			事業所と同一建物の利用者またはこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	
A2	2211	介護予防訪問介護Ⅱ日割	ロ 訪問型サービス費(Ⅱ) (みなし)	事業対象者、要支援1・2 (週2回程度) 77単位		77
A2	2214	介護予防訪問介護Ⅱ日割・同一			事業所と同一建物の利用者またはこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	69
A2	2321	介護予防訪問介護Ⅲ日割	ハ 訪問型サービス費(Ⅲ) (みなし)	事業対象者、要支援1・2 (週2回を超える程度) 122単位		122
A2	2324	介護予防訪問介護Ⅲ日割・同一			事業所と同一建物の利用者またはこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	110
A2	8001	介護予防訪問介護特別地域加算日割	特別地域加算		所定単位数の 15%加算	
A2	8101	介護予防訪問介護小規模事業所加算日割	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10%加算	
A2	8111	介護予防訪問介護中山間地域等加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5%加算	